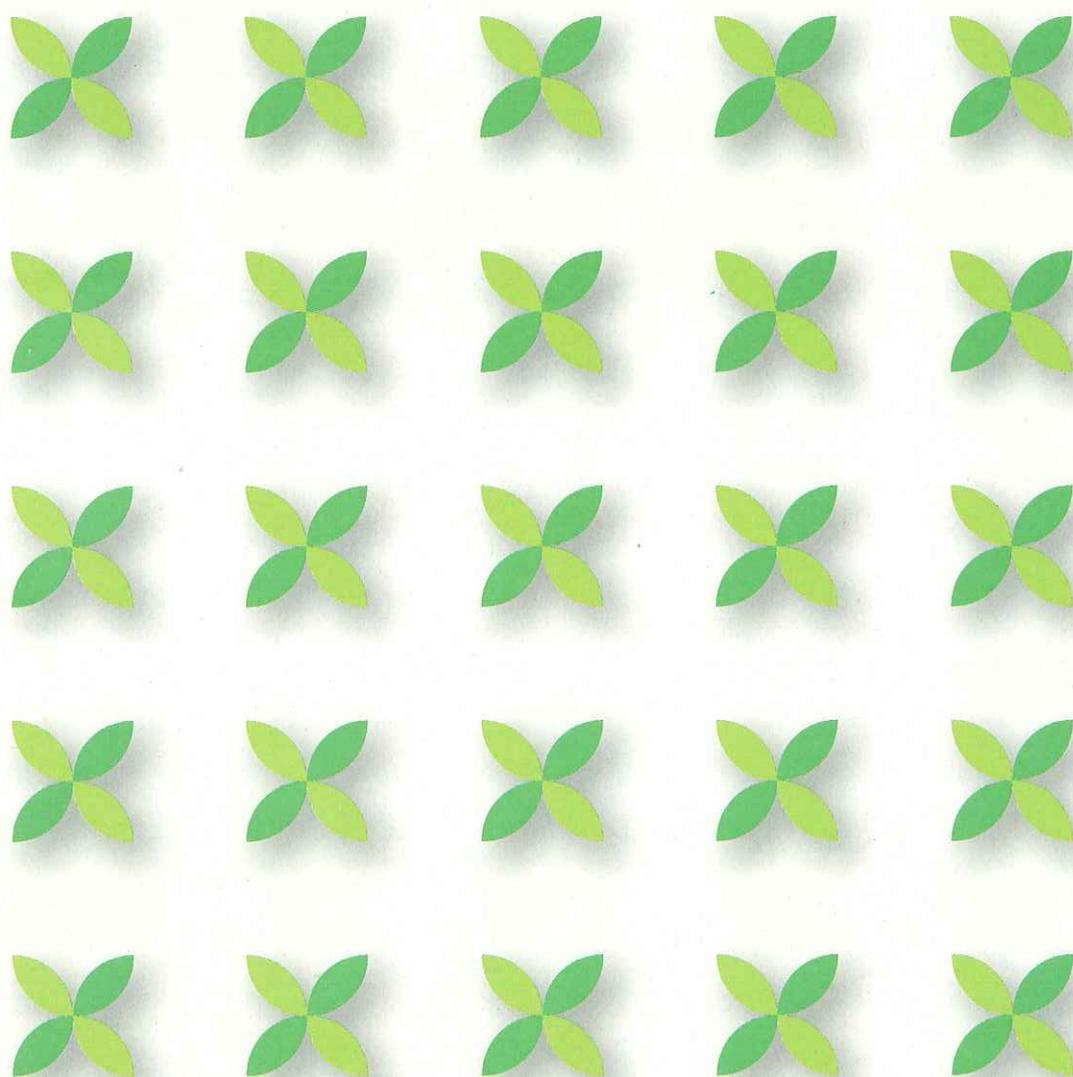


# 期日前投票制度 の あらまし



## はしがき

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、従来の不在者投票を改め、選挙期日前においても、選挙期日同様、投票を行うことができる「期日前投票制度」が公職選挙法の一部改正により新たに創設されました。本改正法は、平成15年6月11日に公布され、同年12月1日から施行されることとなっています。

この小冊子は、期日前投票制度のあらましをできるだけ平易にまとめたものです。いささかなりとも皆様のご参考になれば幸いです。

平成15年7月

## 目 次

I 期日前投票制度のあらまし	3
II 期日前投票制度のメリット	5
III 期日前投票の対象者	6
IV 期日前投票の期間と投票時間	7
V 期日前投票を行う場所	8
VI 期日前投票の手続の流れ	9
VII 不在者投票との関係	10
VIII 他法改正・罰則・適用関係	11

# I 期日前投票制度のあらまし

## ○「期日前投票制度」とは？

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが（これを投票日当日投票所投票主義といいます。）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

## ○対象となる投票

従来 of 不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。

## ○投票対象者

選挙期日に仕事や用務があるなど現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者です。したがって、投票の際には、現行の不在者投票と同じく一定の事由（現行の不在者投票事由と同じ）に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。

## ○投票期間

選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。この点、従来の不在者投票の投票期間（選挙期日の公示日又は告示日から選挙期日の前日までの間）から変更がなされているので注意が必要です。（※）

## ○投票場所

各市区町村に一箇所以上設けられる「期日前投票所」です。（※）

## ○投票時間

従来 of 不在者投票と同じく、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとなります。（※）

### ○投票手続

期日前投票は選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じです。

### ○選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となるものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。



あなたの一票大切に

## Ⅱ 期日前投票制度のメリット

### ○選挙人に対するメリット

選挙期日前の投票であっても、選挙期日における投票と同じく、投票用紙を直接投票箱に入れることができ、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れ、外封筒に署名するという手順が不要となるので、投票がしやすくなります。

### ○選挙事務執行に対するメリット

不在者投票の受理不受理の決定、外封筒及び内封筒の開封などの事務作業がなくなることから、事務負担が大幅に軽減されます。

### ○その他のメリット

電磁的記録式投票を導入している団体の場合、選挙期日前の投票についても電磁的記録式投票機によって行うことができます。

## 投票手続の大幅な簡素化

### 従来の不在者投票



### 期日前投票



### Ⅲ 期日前投票の対象者

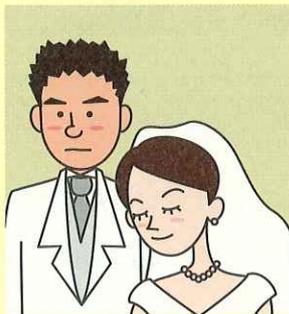
- 選挙期日に仕事や用務があるなど、一定の事由（現行の不在者投票事由）に該当すると見込まれる者です。



日曜日に営業する  
自営業の者



妊娠などの理由で  
投票日に投票できない者



冠婚葬祭の  
予定のある者



旅行の予定のある者

※ 実際の投票の際には、現行の不在者投票と同じく、上記事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。

- 選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者（例えば、選挙期日には20歳を迎えるが、選挙期日前においては未だ19歳であり選挙権を有しない者など）については、期日前投票をすることができません。これらの者は、例外的に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

**Q** 従来の不在者投票は一切なくなるのですか。

**A** 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票は、原則として期日前投票に移行するので、従来の不在者投票はなくなりますが、名簿登録地の市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等における不在者投票については従来どおり行われることとなります。

## IV

## 期日前投票の期間と投票時間

○ 期日前投票を行うことができる期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。この点、従来の不在者投票の投票期間（選挙期日の公示日又は告示日から選挙期日の前日までの間）から変更がなされています。

○ 投票時間は、従来の不在者投票と同じく、午前8時30分から午後8時までです。複数の期日前投票所が設けられ、一部の期日前投票所についてこれとは異なる投票時間が定められた場合には、告示がなされることになっています。

**Q** 期日前投票の期間は選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、投票時間は午前8時30分から午後8時までとなっていますが、全ての期日前投票がこれらの投票期間や投票時間によって行われるのですか。

**A** 期日前投票所は、各市区町村に一箇所以上設けられますが、複数の期日前投票所が設けられる場合、1つの期日前投票所を除いて、投票期間や投票時間は市区町村の選挙管理委員会が任意に定めることができるため、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なってくる場合があります。あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に問い合わせるなどしてよく確認しておきましょう。

みんなで投票、みんなで参加、  
あなたの一票大切に。



# V

## 期日前投票を行う場所

- 期日前投票は、各市区町村に一箇所以上設けられる「期日前投票所」において行われます。
- 期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なってくる場合があります。
- 期日前投票所は、市役所、区役所及び町村役場又は市区町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けられますが、その場所については（期日前投票所が複数設けられる場合には、期日前投票所を設ける期間（投票期間）も併せて）告示されることになっています。あらかじめ確認しておきましょう。

### Q1 期日前投票はいずれの市区町村でもできるのですか。

**A1** 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において行うものに限られます。名簿登録地の市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会においては、選挙人名簿が存在しないため、投票時に選挙権の有無を確認することができない等の事情によるものです。

### Q2 期日前投票所が不在者投票記載場所と異なっているのはどのような点ですか。

**A2** 期日前投票は不在者投票と異なり確定投票であることから、期日前投票所は、選挙期日における投票所と同じく、物理的に隔離できる場所であることが必要です。したがって、その場所については事前に告示され、投票の際は、投票管理者と投票立会人が常駐することとなります。

みんなそろって、投票参加！



# VI 期日前投票の手続の流れ

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じです。したがって、仮投票といった不在者投票にはない手続も認められることとなります。

## 受付

受付より宣誓書の用紙を受け取り、宣誓書に列挙されている期日前投票の事由の中から、自分が該当するものを選択し、受付に提出します。



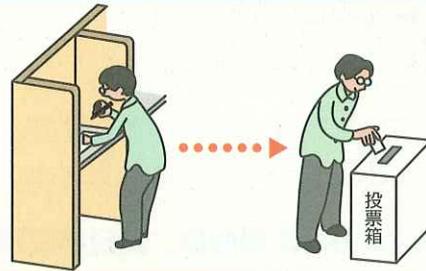
## 投票用紙の交付

選挙人名簿と対照の後、投票用紙を受け取る。



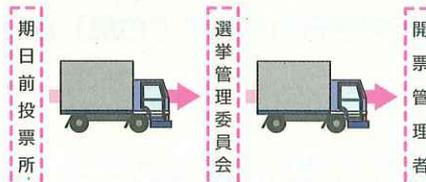
## 投票

投票記載台において投票用紙に投票の記載をし、投票箱に投函。



## 終了・送致

期日前投票所を設ける期間の末日に投票箱をいったん市区町村の選挙管理委員会へ送致し、選挙期日に開票管理者に送致する。



## 開票

**Q** 期日前投票の投票箱はどのように保管されるのですか。

**A** 期日前投票は翌日も引き続いて投票が行われるため、投票箱を翌日の投票まで適切に保管する必要があります。保管の方法としては、投票時間終了後、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけた上で、そのまま期日前投票所において保管する、または必要に応じて投票箱を移動させ、かぎのあるロッカーに入れて保管するといったことが考えられます。

## VII 不在者投票との関係

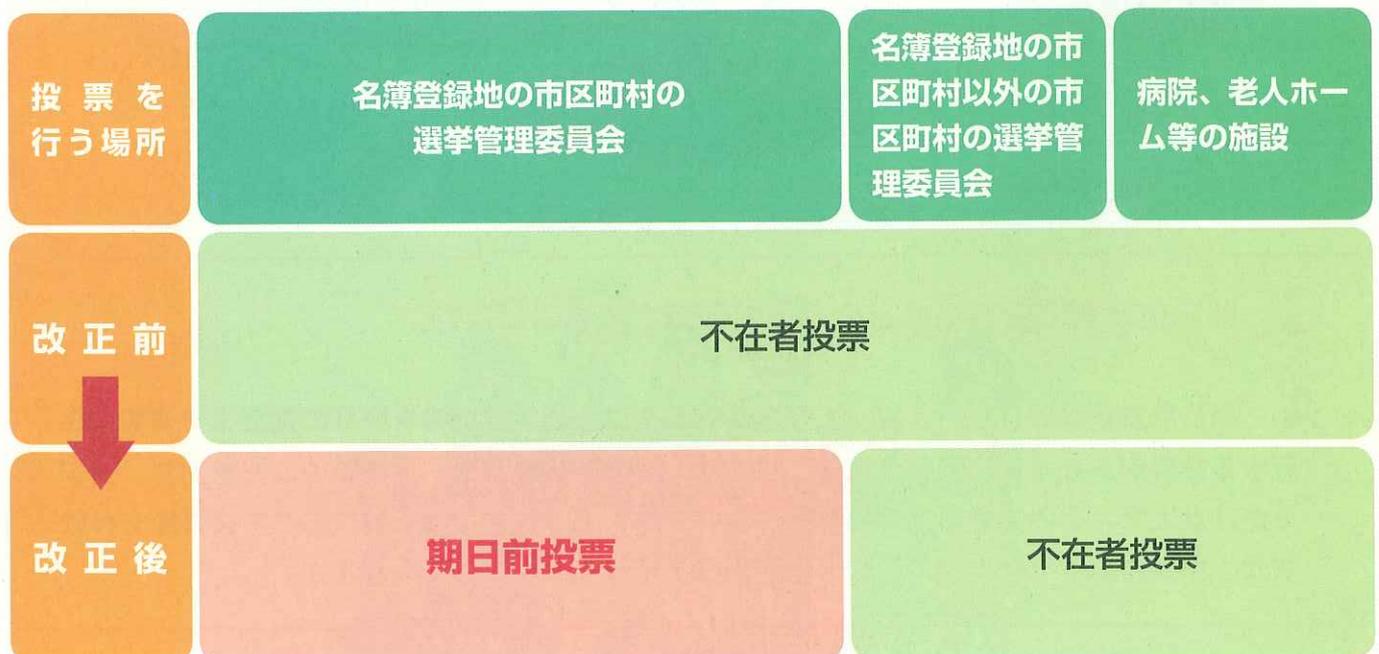
○ 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票は、以下の場合を除いて期日前投票に移行します。

○ 選挙日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者（例えば、選挙日には20歳を迎えるが、選挙期日前においては未だ19歳であり選挙権を有しない者など）については、期日前投票をすることができないので、例外的に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

○ 名簿登録地の市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等における不在者投票については従来どおり行われます。

○ **不在者投票の投票期間は、期日前投票と同じく、選挙期の公示日又は告示日の翌日から選挙期の前日までの間となっております。この点、従来の投票期間（選挙期の公示日又は告示日から選挙期の前日までの間）から変更がなされているので注意が必要です。**

### ○期日前投票と不在者投票との関係についてのイメージ図



## VIII 他法改正・罰則・適用関係

### ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁記録投票法）の改正

期日前投票制度の創設を内容とする今回の公職選挙法の一部改正に合わせて、電磁記録投票法が改正されています。この改正により、条例によって電磁的記録式投票を導入している団体は、選挙期日前の投票についても電磁的記録式投票機により行うことが可能となります。

なお、電磁的記録式投票機によって期日前投票が行われる場合でも、候補者に死亡等の事由が発生したことにより補充立候補が行われるようなときは、補充立候補の受付期間中、電磁的記録式投票機の使用が中断され、投票用紙による投票が行われることとなります。

### ○最高裁判所裁判官国民審査法の改正

最高裁判所裁判官国民審査法についても改正が行われ、最高裁判所裁判官国民審査について、審査期日の7日前から審査期日の前日までの間、期日前投票を行うことができるようになりました。しかしながら、審査期日の8日前までは、審査に用いられる投票用紙の調製に一定の時間を要するといった事情があることから、期日前投票を行うことができないので注意が必要です。

### ○罰則

期日前投票は、選挙期日前の投票ではありますが、「投票」であることには変わりがなく、また、投票管理者や投票立会人の規定もそのまま適用されているので、これらの事項についての公職選挙法上の罰則は当然適用されることとなります。

### ○改正法の施行日と適用

期日前投票制度の創設を内容とする公職選挙法の一部改正法は、平成15年12月1日から施行され、期日前投票制度はその日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用されることとなります。

(参考) 選挙期日の投票所における投票・不在者投票との比較表

	選挙期日の投票所における投票	期日前投票	不在者投票
投票所等の設置数	投票区ごとに1ヶ所	市区町村毎に1ヶ所以上 (読替後の法第39条)	同左
投票所等を開く日	選挙期日のみ	○一の期日前投票所は選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間において開く。 ○増設された期日前投票所は市区町村の選挙管理委員会が定めた日のみ開く。 (読替後の法第39条)	同左 (従来は選挙期日の公示日又は告示日から選挙期日の前日までの間において開いていた。)
投票所等の告示内容	投票所の場所 (法第41条)	期日前投票所の場所及び期日前投票所を設ける期間 (読替後の法第41条)	なし
投票所等の開閉時間	○原則7:00~20:00 ○特別の事情のある場合に限り、開閉時間を以下の範囲内で変更することが可能 開始時刻:7:00±2:00 閉鎖時刻:20:00-4:00 (法第40条)	○一の期日前投票所は8:30~20:00 ○増設された期日前投票所は8:30~20:00の範囲内で自由に設定可能 (読替後の法第40条)	○原則8:30~20:00 ○市区町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して終了時刻を17:00~20:00の間に設定可能 (法第270条の2)
投票の事務を管理する者	投票管理者 (時間毎の交替は不可) (法第37条)	投票管理者 (時間毎の交替は不可だが、日毎の交替は可) (読替後の法第37条)	不在者投票管理者 (令第55条)
投票の事務を管理する者の要件	当該選挙の選挙権を有する者 (法第37条)	選挙権を有する者 (読替後の法第37条)	市区町村の選挙管理委員会の委員長など (令第55条)
投票の事務を管理する者の告示	投票管理者の住所及び氏名 (令第25条)	投票管理者の住所、氏名及び職務を行うべき日 (読替後の令第25条)	なし
投票に立ち会う者	投票立会人 2~5名 (時間毎の交替は可) (法第38条)	投票立会人 2名 (時間毎の交替は可) (読替後の法第38条)	立会人 1名以上 (時間毎の交替は可) (令第56条など)
投票に立ち会う者の要件	各投票区における選挙人名簿に登録された者 (法第38条)	選挙権を有する者 (読替後の法第38条)	選挙権を有する者 (令第56条など)

※表中「法」とは公職選挙法、「令」とは公職選挙法施行令のことである。

詳しくは総務省・財団法人明るい選挙推進協会、最寄りの都道府県、市区町村の選挙管理委員会におたずねください。

**総務省・財団法人明るい選挙推進協会**

平成15年7月版